

移行期間終了後における公益事業の課題と展望(完) —自治体出捐法人を中心に—

XIII 公益ビジネスの公益性と収益性
XIV 「共助社会」「公益社会」実現のデザイン

東北公益文科大学大学院教授
山形県公益認定等審議会委員 出井信夫

(承前)

XIII 公益ビジネスの公益性と収益性

(1) 社会経済の変容と新たな動向

近年、企業活動においては、これまで生産や販売活動などに、直接的には関わらないとされてきた、「CSR」「社会貢献」「フィラソロピー」「メセナ」などに関心が高まっている。

一方、社会的課題を解決する事業主体として、主として非営利事業を実施する「社会的企業」(ソーシャルエンタープライズ Social Enterprise)、「ソーシャルビジネス」(SB)、「コミュニティビジネス」などが注目されている。

このような中で、「人々の協調行動が活発化することにより社会の効率性を高めることができる」という考え方、「ソーシャルキャピタル (social capital) 社会関係資本」という概念が、注目されている。

このように、これまで生産活動や販売活動に直接関係はないと考えられてきた事案や社会的課題を解決する手段や事業について、新たな視点から、その必要性が認識されるとともに、新しいビジネスチャンスとしても捉えられるような傾向が顕著に出現してきたと言える。

これまでの公益法人の設立については、多

くは歴史的な背景や経緯の中で設立された法人が比較的多いといえるが、このように、企業活動における新たな視点から、公益法人設立の兆候が出現してきていると言える。

(2) ビジネスにおける「公益」性と「収益」性の視点

ビジネスにおける「公益」性と「収益」性の捉え方について、とりわけ、一般の経済産業界における企業活動の中で、直ちに両者について評価するのは、厳しいと言える。

ここでは、かつて、筆者が自治体出資法人、いわゆる、第3セクターについて、「第3セクターの事業評価の在り方と事業評価・経営評価方法」と題してまとめた論文を援用して、一般企業におけるビジネスの「公益」性と「収益」性の捉え方について、概観する。

詳細は、拙著『都市・地域政策と公民連携・協働—PPP・PFI・NPO・基金・公益信託・第3セクターの研究—』(平成14年3月、地域計画研究所)を参照されたい。

(3) 事業評価方法・経営評価方法の視点

近年、第3セクターの事業破綻や経営危機に陥る法人が増加傾向にある。

このように、第3セクターの経営破綻や経営危機を懸念した旧自治省、現総務省では、全国の自治体に対して、第3セクターの経営の在り方について、「第3セクターに関する指針」「指針の改定」を策定し、通知してき

た。さらに、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」、通称、「地方公共団体健全化法」と呼ばれる法律を制定し、4つの判定指標を公表するなど、第3セクターの経営問題に対応してきたことは周知のとおりである。

第3セクター経営に関しては、厳しい見方がされているが、地域振興、地域活性化など地域政策において、一定の役割や機能を果たしてきたことは、事実であり、否定できない。このように、第3セクターに関する評価が確立していないことが大きな要因であると言える。

確かに、設立当初より、第3セクターの経営は厳しいものがある。とりわけ、商法法人形態の都市開発事業やリゾート開発事業などの大規模開発事業は、マスコミ報道にもみられるように事業破綻、経営危機に陥る法人がある。これらの事業破綻、経営危機に陥る第3セクターが多く喧伝されるため、地方鉄道、新交通システム、地域活性化や地域産業振興に関連した施設整備事業、公共公益施設の管理運営など多種多様な事業分野や多彩な業務内容を担っている小規模な第3セクター事業の事業内容などについては、よく理解されているとは言い難い。

その結果、第3セクターの経営実態に対し種々の誤解が生じたり、経営評価の視点が相違する事態が生じている。この理由は、第3セクター事業に対する事業評価や経営評価など評価体系の確立よりも種々の事業展開が急速に進展したこと、また公益的な事業評価と収益的な事業評価に対する適切な指標や評価などの構築が困難であったことなどに起因する。

一般に、民間企業では、上場企業であるか否かにかかわらず、財務諸表や損益計算書等の経営資料に基づき経営分析がなされているが、第3セクターでは自治体の公会計とは異なる事業会計方式を採る財団法人や株式会社

の詳細な経営分析は十分に行われているとは言い難い。その理由として、次のような諸点があげられる。

①公益法人、営利法人共に公共・公益性を有するので、単純に営利法人の経営分析手法を適用できないこと、②公認会計士などの外部会計監査制度などによる経営分析等が客観的に行われる機会が少ないこと、③経営実態情報等の開示がほとんどなされないために経営分析に必要な資料入手や類似的な事業法人の比較が困難であること、④鉄道事業、不動産賃貸業、温泉・観光施設経営事業など、業種的にも業務的にも業態的にも多種多様な事業分野で設立され広範に活動しているため、一律的な経営指標や経営分析手法だけで経営判断をするには公共公益性の視点に欠けるなど諸要因が重なり、第3セクターの経営分析手法や経営診断評価手法を確立することが困難であった。

すなわち、自治体の出資法人である第3セクターに対する事業評価、経営評価をするに際して、①当該事業を採択するに際しどのような視点より事業評価を行うのか、②出資法人に対する経営評価の方法や評価基準としてどのような指標が適切であるのか、③出資法人における事業において公益性事業また収益性事業をどのように捉えるべきか、④出資法人の経営収支上に生ずる経費負担などに対する支援措置はどのようにすべきであるか、という4つの視点が欠けていたことが大きな要因であると指摘される。

(4) 第3セクター事業の経営分析・経営評価方法の先進自治体の事例

いくつかの自治体では、第3セクター事業などの自治体出資法人に対して的確な経営分析、経営診断がなされている。先進的な試みがされている事例のうち、①神奈川県経営分析・評価体系、②東京都監理団体の経営

評価制度、③宮城県の公社等運営評価マニュアルの経営評価指標、④秋田県第三セクター検討委員会の取組みの状況やそのポイントについて概観する。

＜神奈川県分析・評価体系＞

神奈川県では、第3セクターの分析・評価について、①一般企業と同様の経営分析、②補足的分析（チェック）、③分析結果に対する政策的評価の3つの視点より評価されていると同時に、第3セクターの分析・評価の必要性について、次のように認識されている。

「第3セクター自身にとって自社分析が必要不可欠であることはいうまでもない。独立性の低い第3セクターなどでは、一般の私企業の場合に比べて内部における自社分析がおろそかにされている例もあるが、独立した法人としての自覚を持ち、他に頼らない健全かつ安定的な経営を行っていくためには、常に自らを分析・評価する姿勢を持たなければならない。一方、第3セクターが公共サービスを提供し、いわば行政の一翼を担っている以上、自治体としてもその分析・評価を怠ってはならない。第3セクターが自立し、良好な経営を維持していかないと、公共サービスに支障が生じ、ひいては自治体に負担が生ずることになりかねない。地方自治法が一定率以上出資している法人に対して、議会報告や監査対象とするなどの特別の義務を課す規定を置いている所以である。実際、独立した経営が維持できないために多額の補助金や各種の支援を必要とし自治体にかかなりの負担となっているような第3セクターの例も少なくないと考えられる。このように経営の悪化した第3セクターに対しては、何らかの支援をするべきであるか、あるいはどのように統制をするのか、自治体においても意思決定を迫られることになる。その際に重要な判断材料として、第3セクターの経営状態に対する適切な

分析評価が必要になる」。

このような認識に基づき、神奈川県では、第3セクターを分析・評価する際には、主な分析評価項目として、次のような「定量的」「定性的」観点より分析が必要であると体系化されている。

経営状況については、①安全性、②収益性、③発展性、④企業力、経済環境は⑤当該事業分野を取り巻く経済環境、組織は⑥労働環境、⑦職員の士気、活性度、⑧組織としての自立性・主体性、⑨派遣職員・役員等の在職期間、⑩公私各セクターからの派遣職員の数的バランス、⑪プロパーの職員と派遣職員との数的バランス、事業内容は⑫事業目的との整合性、⑬公共性・公益性の維持、⑭事業内容の独自性・必要性、自治体による関与は⑮出資自治体からの支援の適格性、⑯民主的統制システムの運用状況に基づき判定する。

＜東京都監理団体の経営分析・評価体系＞

東京都監理団体の経営評価制度の意義と目的については、「団体の経営状況を的確に把握し、これを評価することにより団体の経営責任及び所管局の指導監督責任を明確にするとともに、団体の自立的経営を促進すること」を目的に経営評価が実施された。因みに、平成9年度当時、東京都が監理団体として指定している全70団体のうち、特別監理団体の21団体と一般監理団体の26団体が対象とされた。法人別にみると、財団法人が28団体、社団法人が2団体、特殊法人が2団体、株式会社が15社である。

経営評価内容及び評価項目は、定量的及び定性的な角度より次の内容、すなわち経営評価の内容（団体の経営実績の評価と団体自らが設定する経営目標を評価の内容とする。）、評価項目は①財務評価（公益法人39指標、株式会社37指標：団体の財務内容が健全であるかどうかについて安全性及び収益性の視点から評価する。）、

②事業評価（公益法人5指標及び事業評価、株式会社3指標及び事業評価：設立趣旨に掲げた公益目的を果たしている。）について事業の進捗状況および事業のバランスの視点から評価する、③組織評価（公益法人35指標、株式会社37指標：公的法人として組織の運営体制が効率的で社会的な妥当性を有しているか、効率性及びモラルの視点から評価する。）、④その他（社会貢献など、財務、事業、組織以外を評価する。）の検討である。

＜宮城県「公社等」の経営分析・評価体系＞

宮城県では、「公社等の運営評価マニュアル」と題する、宮城県が出捐・出資した法人である公社等に対する運営評価と監督指導基準となる指針が作成された。この宮城県「公社等の運営評価マニュアル」の特徴は、地方公社・第3セクターの業務内容等に着目し、まず「事業の種類と事業タイプ」に分類し、第3セクターの運営評価を実態に即して実効性のあるものとする点にある。

この分類を踏まえて、評価内容および運営評価指標は定量的、定性的に種々の角度より検討が試みられている。事業の種類と事業タイプは、①施設管理運営型、②建設製造販売型、③金融サービス型、④役務提供型の4つに分類され、具体的な運営評価指標に基づいて経営分析が行われている。宮城県「公社等の運営評価マニュアル」の運営評価指標は、①計画性、②目的適合性、③健全性、④効率性、⑤経済性の5つの視点より分析されている。

＜秋田県「第三セクター検討委員会」の経営分析・評価体系＞

秋田県では、県出資法人の経営状況を的確に把握するため、「秋田県第三セクター検討委員会」が設置され、県出資法人の経営状況について、①業務の今日的適合、②経営の健全性、③人事・組織の妥当性、④県関与の妥当性、⑤経営の透明性の5つの視点から把握

されている。また委員会では、①統廃合等の推進、②経営評価、③経営チェック体制の充実・強化、④適切な県関与の推進、⑤公社資源の有効活用の5つの観点より提言されている。

経営評価制度の「作業」は、次の過程をとる。①決算諸表、②経営諸数値整理表、③経営評価、④経営概要書・経営評価表の順に作成する。「評価指標」は、①財務面より健全性・採算性等の17項目、②事業面より目的適合性・効率性等の26項目、③組織面より効率性・健全性等の20項目を作成し、「経営概要書・経営評価表」を作成する。「経営評価表の諸比率および評点」は、直近年度の財務諸表等を基に12の指標を用いて法人概況を表わし、諸比率等の絶対値や過去3期の伸び率等を評価項目に基づき経営評価する。

次に、「評点評価」については各評価項目に基づき、「良好（＋2点）←→改善を要する（－2点）」までの5段階の判定点数を付し、最終的な分析結果はレーダーチャートで表示される。業務や資金調達の特異性を考慮して、一部の評価項目は業界平均等との比較等により判定する。

(5) 「公益ビジネス」の概念と事業の発想とその展開

ある意味では極論すれば、全事業、全企業において、経営的に黒字を維持、堅持して、国税である「法人税」、都道府県税である「法人事業税」、市町村税である「法人住民税」など、国税や地方税などの税を納税することによって、その納付された税が、それぞれ国や都道府県、市町村自治体の、公共事業、公益事業に使われることにつながることを勘考すれば、それぞれの企業においては、納税こそが公益に他ならないと言えよう。すなわち、「ビジネスにおいては、経営上、黒字を堅持、維持して、納税することが公益ビジネスである」、と言っても過言ではないであろ

う。

ビジネス展開の発想としては、かつての近江商人の行動哲学にみられるような、「三方よし『売り手よし、買い手よし、世間よし』」の経営の発想や、また山形県酒田の本間家の家憲のように、「公共事業に全力をつくし公益の為には財を吝む勿れ」という、理念や行動にみられるような発想は必要であろう。

その意味では、本来事業において、事業展開している、公益という名称が直接に冠されている公益信託事業は、極めて特異な「公益ビジネス」であるといえる。

因みに、民間企業などを委託者とする公益信託の中では、信託財産規模が比較的大きな信託財産規模の事例として、「公益信託富士フィルム・グリーンファンド（略称FGF）」がある。これは、同社の50周年記念事業として1983年に公益信託されたもので、信託財産残高は約10億円である。設定された公益信託の中で、信託財産規模が比較的大規模であると設立当時注目された。信託目的は、緑化事業を中心とした自然環境の保全および創出に関する事業を総合的に推進、助成するもので、具体的には自然環境保全の研究助成、自然環境保全のボランティア団体等の育成、支援に基金の果実（利子相当部分）を充てる。信託管理人・運営委員会の委員は学識経験者が委嘱され、運営委員会は助成先等の内容を審査し、実際の事務は三井信託が受託者として行なっている。

このような公益信託の受託業務を取り扱う信託銀行では、事務経費等で業務を代行している。本来の「信託ビジネス」というよりは、信託銀行の社会貢献活動の一環として「公共公益サービスを業務代行している」という意味では、むしろ「公益ビジネス（公益事業支援ビジネス）」と位置づけられる。

かつて筆者が横浜市より調査研究の依頼を

受け、同地区の地域活性化に関する調査報告書『みなとみらい21周辺地区の活性化方策の策定に係わる調査』（1988年3月）を提出したがその中で、設置を提言した「公益信託横浜野毛地区まちづくりトラスト」は、長期的な観点より横浜野毛地区の発展に資する諸活動の支援・育成を図ることを目的に設置されたもので、現在も有益な活動の実施を推進、支援している。

このように、公益信託制度は、自治体の地域政策として、まちづくりや地域活性化などの地域振興政策などに役立つだけにとどまらず、新公益法人制度を補完する仕組み、概念、方法としても、重要な役割を持つ制度、機能であると認識している。

また、これまでも、企業や企業の創業者などによる出捐、寄付金などを基に、一般財団法人や公益財団法人などが設立される場合が多々ある。これらについては、本業において公益ビジネスを展開するということではなくて、収益などの一部を社会に還元するという発想、行動の表れである。その意味では、企業において、近年、強く認識されているCSR（企業の社会的責任）や社会貢献・フィランソロピー・メセナなどの観点からである。

一般民間企業等においては、CSR（企業の社会的責任）や社会貢献・フィランソロピー・メセナなどの観点から、本業とは別の公益法人などを設立して、社会貢献に資する方法の方が、事業展開を容易にするということから、発想されていると言える。

いわゆる「社会貢献」「社会参加」など社会活動に関する意識、関心が急速に高まっていることは周知のとおりである。民間企業では、このように、「社会貢献」「社会参加」など社会活動の観点より、公益財団法人や公益社団法人を設立する企業が多数ある。

「企業財団」「助成財団」と呼ばれる公益法

人がそれである。「公益財団法人武田科学振興財団」「公益財団法人トヨタ財団」「公益財団法人ヤマト福祉財団」などは、企業名を冠した公益財団法人を設立している。企業が主体として設立した公益財団法人の典型的な例である。

一方、「公益財団法人上原記念生命科学財団」「公益財団法人笹川平和財団」「公益財団法人稲盛財団」のように、創業者の個人名を冠した公益財団法人などもある。

因みに、日本生命相互保険会社では、CSR、社会貢献の一環として、5つの財団を設立している。日本生命が設立した5つの財団は、公益財団法人ニッセイ緑の財団、公益財団法人ニッセイ文化振興財団、公益財団法人日本生命財団（ニッセイ財団）、公益財団法人ニッセイ聖隷健康福祉財団、公益財団法人日本生命済生会である。この5つの公益財団法人の活動は高く評価されている。

また、「福祉」「介護」関連のビジネスに関しては、介護保険の導入などにより、民間企業の参入などを促す契機となった、「公益ビジネス」の典型的な例であると言える。

XIV 「共助社会」「公益社会」実現のデザイン

(1) 「公益社会」「共益社会」「共助社会」の実現を目指して

「公益社会」「共益社会」の実現を目指して、実現過程を明確にデザインすることは、極めて困難な作業であるが、避けては通れないことは、改めて言うまでもないことである。

近年、総務省研究会「新しい公共」の概念、内閣府円卓推進会議「新しい公共」の概念、自民党政府「共助社会」の概念など、議論されていることは周知のとおりである。

これらの議論において中心になっている論点は、「政府・自治体、産業・企業、家計・

個人における機能や役割分担の見直しと、その再編化である」と言える。「公益社会」「共益社会」の実現の担い手としてはもとより、第一義的には、政府・自治体を中心であることは当然のことであるとはいえ、全てにわたって、政府・自治体が担い手となることに対する限界や、政府・自治体が提供、供給できる範囲を的確に認識する中で、産業・企業、家計・個人における機能や役割分担が、基本的に、重要視されている。とりわけ、家計・個人における機能や役割分担が重視されていることが特徴であると言っても過言ではない。

(2) 公益の実現と東北復権

このように、「公益社会」「共益社会」の実現を目指す中で、大学がどのようにかわるべきであるのか、また大学の役割、機能はどのように考えるのかに関しては、東北公益文科大学創設10周年記念事業として出版された『東北復権と公益の実現—21世紀の「公益社会」のデザイナー』（平成23年3月、東北出版企画）が参考になる。

同書の序には、「東北の復権と公益社会の実現を目指して」と題して、大要、次のように、「公益社会の実現」に関して認識されている。序の冒頭、「2001年に山形県、ならびに当時の山形庄内の14市町村の支援をえて、公設民営の大学として設立されたのである。創設10周年を迎えるにあたり、現下の社会が直面している課題」にどのように解決する方向を示すことができるか喫緊の課題について述べている。東北公益文科大学は、大学名に「公益」を冠した唯一の大学である。21世紀の初頭に立って、これから人類がどうしたら、これからも持続的発展の利益を享受できるか、その発展の中で、人々が真に安心・安全をもって、個々人の基本的人権が保障され、公益の福祉を実現できる社会をどのようにデザインすることができるのか、我々が直面

している最大の課題である。東北公益文科大学は、その課題を解決する社会システムのデザインを科学的に探究し、その現実社会での実現に挑戦する人材を育むことを目指している。

また「東北の復興」については、山形県庄内に立地する大学の役割の大きさを、10周年を機に改めて認識して、今後の大学の進むべき方向を定めることを意図し、大学の目指す「公益社会」の実現には、地方、地域の活性化は不可欠な条件であり、その思いを込めて、課題を選んだわけであると認識されている。

現代社会に関するこのような課題を選んだ、基本的認識の第一には、20世紀後半に開発が進み、急速に社会への導入が進んだ情報通信技術や産業革命以来の化石燃料に大きく依存したエネルギー技術の社会的影響の諸問題が深く関わっている。ICT（情報通信技術：Information Communication Technology）技術は、コンピュータ技術、半導体技術、集積回路、ICチップ技術の発明、などの進化とともに、20世紀後半に急速に開発され、それまではほとんどSFの世界で未来技術と描かれていた、携帯電話、インターネット、ロボット技術、宇宙開発のリモートコントロール技術などが現実のものとなり、多くの人々が技術の恩恵を受けることができた。地球のどこからでも情報が発信でき、地球全体で、たどころに情報が共有化でき、同期化できる。この情報の瞬時の流通と空間的広がり of 拡張は、これまでのグローバル化とは全く異なった構造の社会を生み出すことになった。情報の共有化、同期化が人々の価値観を等質にするのではなく、むしろ民族や歴史、立地、年齢の違いによって、培われてきた既成の価値観の差異を明確化し、それが相異なる多様な行動を生み出し、地球規模で、ある時には抗争を生み、ある時には結託を生み出すという社会の不安定性、不確実性を増幅することと

なった。また、エネルギー利用に関わる問題も大きな問題である。

人類が開発した科学技術が、豊かさ、利便性を求めるということで社会システムに導入されて、その結果が次世代人類に地球上での生存を脅かすような過度の被害をもたらす可能性のあることが明らかにされた。情報通信技術の普及がもたらすかもしれないと危惧されている問題は、民主主義の在り方を変えるかもしれないという、まだ潜在的な課題の段階であるのに対して、地球温暖化の問題は、化石燃料との因果関係に関しては、更なる科学的知見の積み重ねが必要とされつつも、すでに顕在化した人類の課題となっている。

2つ目の現代社会に関する基本的認識は、20世紀に徐々に進み、21世紀に加速すると思われる人口構造の変化に関するものである。21世紀半ばまでに現在の水準の37%増もの人口爆発が起これと予想されている。途上国の急速な人口爆発に対して、先進国では人口減少が起これという。日本では、すでに、2006年から、人口の規模は減少に転じている。人口減少とともに、少子化、高齢化が急速に加速しているのである。わが国は先進国に先駆けてこの人口の変化に直面している。ピラミッド型の人口構造に整合した合理性を求めて創ってきた社会システムが、逆ピラミッド型の人口構造ではまったくその合理性を失ってきている。終身雇用下での年功序列型の賃金体系は、人口の多い若年層と人口の少ない高齢者という構造があつて初めて、維持できるシステムであるが、今後一層の少子高齢化が進むとすれば、従来のピラミッド型人口構造を前提とした社会システムの持続性は担保されないであろう。

人口構造の変化は、都会と地方都市との間でも偏りが進むと考えられる。地域における産業の活性化による雇用機会の創出が、子育

て支援の体制と両輪で考えられない限り、地方都市人口の高齢化と減少の傾向を遮断することは難しい課題である。

地域にある大学には、地域の活性化に資する産学連携の活発化、そして高齢化社会における社会保障・社会福祉システムの再構築など、地域、地方の自律の21世紀モデルをデザインし、実践することが求められている。また、所得格差、各種の感染症など、貧困にあえぐ途上国の人々をどのように救えるかは、国際公益の実現に関わる問題であり、地球規模の人口分布に起因する21世紀社会システムの構築の最大課題である。

人口構造、人口動態のこの課題は、3つ目の基本認識としての中央と地方の連携の在り方、地方の自立、地方分権の確立の問題とも大きく関わってくる。明治以来追求してきたわが国の中央集権システムは、地方の特性を無視した、効率的だが画一的な社会構造を作り上げてきた。国家財政が破綻している状況で、地方の中央依存体質を維持することはこれから益々難しくなる。地方がそれぞれの特性を活かした文献システムを構築することが求められているが、150年の中央依存の体質は簡単には方向転換ができない。

江戸時代の幕藩体制下では、地方の各藩は、地方の特性を活かした殖産興業に励み、地方自律を保ち、それぞれが藩校を持ち、地域の人的資源の蓄積と地域活性化のリーダーの人材育成に努め、地方がその特性を生かした非画一性的な発展形態を目指していたように思える。

いま求められている地方自立、地方分権の姿は、グローバル化、オープン化の流れの中で、それぞれの地方の特性を活かした自立社会の構築であり、地域活性化と公益社会の実現という目標達成には、地方の「自立」と「自律」の在り方がもう1つの大きな課題に

なっていると考えられる。

また、科学技術政策の在り方と科学者の規範については、科学者の発明・発見が必ずしも人々が豊かになりたいという素朴な期待に応えたわけではないものの、発明・発見された科学技術の社会システムの導入が、人類の発展をもたらした反面、その利便性の活用が人類の予期しなかった被害、化石燃料の使用に伴う地球の温暖化などをもたらすこともあった。これらの人類の持続的な成長を阻害するかもしれないと危惧される課題を解決する方策を示すという科学に対する社会的期待が、科学者の研究動機を促した面がある。科学技術による、既存科学の阻害要因、障害要因に対し、社会課題を解決する期待である。

このように、潜在的な課題を、科学者が発見し、社会に先駆けて解決すべき課題に挑戦することが21世紀の科学者（人文社会科学者も含む）の在り方としての1つの規範であると考えている。

東北公益文科大学が求める学問の方向は、自然科学、人文社会科学にまたがる科学の知見を活かした「人類の公益社会の実現」であり、それを実現できる社会システムのデザインを研究し、その施策を社会に根付かせる社会のリーダーを育成することにある。自然科学者と人文社会科学者との知見を持ちよる教育が、「今を育み、そして今を変える」人材の育成になり、われわれ大学人が果たすべき「公益実現」への役割であると考えている。

■執筆者Profile■

出井信夫（いでい・のぶお）

東北公益文科大学大学院教授。山形県公益認定等審議会委員長代理。経済学博士。第3セクター研究会会長。主著に『自治体の外郭団体・出資法人の公益認定』『基礎からわかる自治体の財政分析』（改訂版）（学陽書房）他、著書、論文多数。